

平成 29 年 4 月 定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成 29 年 4 月 26 日（水）午後 2 時 00 分～ 3 時 10 分
- ◎ 場 所 富田林市役所 第二委員会室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美

- ◎ 欠席委員

委 員
益田 耕吉

- ◎ 事務局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	西田 生涯学習部次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	増井 生涯学習課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長
尾谷 中央図書館長	上田 金剛図書館長	福富 生涯学習課参事		
				(書記)小島 教育総務課長代理

平成 29 年度 4 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 4 月 26(水)
開会：午後 2 時 00 分
閉会：午後 3 時 10 分

- 山本教育総務課長 平成 29 年度 4 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、5 月 25 日（木）午後 4 時 00 分から、富田林市役所第二委員会室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。
- 《別紙、議事日程を説明》
- それでは、教育長開会をお願いいたします。
- 芝本教育長 それでは、平成 29 年度 4 月定例教育委員会会議を開会いたします。会議を進める前に、本日、益田委員より欠席の申し出がありましたので、皆様にお伝えいたします。それでは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、阪井教育長職務代理者よろしくをお願いいたします。
- 阪井教育長職務代理者 わかりました。
- 芝本教育長 続いて「日程第 2. 会議録の承認」、先月 3 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。続きまして、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は 1 件の報告があります。それでは、報告第 1 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は、「新たに承認申請のあった行事」が 1 件ございますので、生涯学習課から説明をお願いします。
- 増井生涯学習課長 それでは、報告第 1 号「富田林市教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」のうち、新たに後援名義承認申請のあった行事につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は、「中村順司氏による講演ならびに野球技術指導」で申請者は、美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人 氏でございます。同事業は、本市スポーツ施設の指定管理者 ミズノグループの自主事業の一環として実施されるもので、元 P L 学園野球部監督 中村 順司 氏による講演と、基礎的な野球技術指導となっております。開催日時は、平成 29 年 6 月 24 日（土）の午後 2 時～4 時でございます。開催場所は富田林市立市民総合体育館で、目的は、スポーツの振興とその普及を推進するものでございます。対象者は小学生以上となっており、参加料は無料です。内容につきましては、講演による幅広い年齢層の方々へのスポーツの意義と理解による健康増進、少年少女野球選手への基礎的な野球技術指導によるスポーツへの関心を深めるものとなっており、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められたため承認をお願いするものがございます。以上で、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
- 芝本教育長 この件につきまして、何かご質問等はございませんか。
- 仲野委員 営利目的ではないということですが、指定管理者であるミズノさんが、ミズノの宣伝をされることの無いよう、体育館の使用規定などで明記されているとは思いますが、

気をつけていただきますようお願いいたします。

増井生涯学習課長

わかりました。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。そうしましたら、これまで承認したことのあ
る②～⑥の行事について、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

③行事名「第42回全国学童保育指導員学校・西日本大阪会場」の参加料2,500円（資
料代含む）について、費用は妥当なのでしょうか。

山本教育総務課長

事前に提出していただいた申請書類に、当日の資料はございませんでしたが、資料代
を含む参加料として2,500円と伺っております。資料につきましては、主催者に提出
を求めます。また、収支予算書では、2,500円×800名の収入に対し、講師料の支払
などの支出と計上されています。

阪井教育長職務代理者

記念講演、講座・分科会という内容ですが、著名な講師などが出席されるのでし
ょうか。

山本教育総務課長

記念講演に関しましては、「学童保育の生活で大切にしたいこと」という内容で大阪
大谷大学の長瀬美子氏が講演される予定です。その他に、分科会講師・助言者として
19名、世話人、保育要員などで約30名の人件費の支出を計画されています。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。

山元委員

②行事名「笑顔あふれる しあわせひろば」の行事内容の演説ですが、主催者の会員
が実践発表するのでしょうか。

山本教育総務課長

今回の演説内容につきましては、会員メンバーのなかで、小学生、中学生、青年の部
などに分かれて、選ばれた方が、作文という形で発表すると伺っております。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。

仲野委員

⑥行事名「2017年度 夏のキャンプクラブ」の参加料119,900円について、4泊5
日と思いますが、どのような内容なのでしょうか。

増井生涯学習課長

119,900円の内容につきましては、「宇宙と大自然を満喫 種子島サマーキャンプ」
で南種子島町自然の家に宿泊する4泊5日のキャンプです。新幹線、渡船など交通費
の費用負担が多くなっております。

仲野委員

わかりました。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

②の行事にあたり、文化会館内で、実践倫理 宏正会が出版している書籍が多く積ま
れ販売しているなど、団体活動的なものはないのでしょうか。そちらの意味合いが大
きいようであれば、富田林市教育委員会の後援等に関する基本的な条件と照らし合
わせて、見直しについても検討が必要かと思えます。

山本教育総務課長

わかりました。

山元委員

それに付け加えて、対象者1,200名と、毎回、多くの方を無料招待されているので
すが、過去の実績として、どのくらい方が参加されているのでしょうか。後日で構わ
ないので教えて下さい。

山本教育総務課長

実績報告書などを確認のうえ、報告いたします。

芝本教育長

他に、ご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告案件はこれで終わ
らせていただき、続きまして、日程第4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に
移らせていただきます。今回は9件の案件がございます。まずは、議案第1号「富田林

市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第1号「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。富田林市立公私立幼稚園連絡協議会は、本市における公立・私立幼稚園の教育に関する連絡調整を図り、市の幼児教育の振興に資することを目的として、年2回開催しています。このたび、同協議会要綱第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの1年間でございます。なお、変更のあった委員には、氏名に網掛けをしております。以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

協議会委員の委嘱・任命については、いつも言っていることですが、学識経験者の選出について、もう少し他からの風を入れるとか、第3者的な意味合いは求められていないのですか。

古村教育総務部次長代理

委員のご指摘のとおり、できれば、幼稚園関係者以外の方で適切な人材がいれば、委員に選出したいと考えているところですが、人材確保が難しく、また、本協議会は、幼稚園における保育の実践交流などを行っていることから、幼稚園現場で保育の経験のある元園長を、学識経験者として選出させていただいているのが実情でございます。

阪井教育長職務代理者

できれば、本市の公立元幼稚園長ではなく、私立の関係者も入れるなど、もう少しバランスを取っていただければと思います。

古村教育総務部次長代理

今後、検討させていただきます。

芝本教育長

他に何か、ご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第1号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。本協議会で公私立幼稚園の情報交換を進めるとともに切磋琢磨を図り、本市の幼児教育の質を高める一助としていただきますようお願いいたします。それでは、次に、議案第2号「平成30年度使用 富田林市立小学校教科用図書の採択（諮問）」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第2号「平成30年度使用 富田林市立小学校教科用図書の採択」について及び議案第3号「富田林市立小学校教科用図書選定委員会委員の委嘱・任命」について、関連することから、併せてご説明させていただきます。まず、議案第2号についてですが、今年度は、平成30年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択の年となっております。今回提出されております検定済み見本本を教育委員会会議において、一冊一冊検討し、学習指導要領を踏まえた内容となっているか、富田林の児童の実情や地域性から見てふさわしいか、優れた内容がどのように盛り込まれているか、さらには、いかに教えやすく工夫されているか等の観点を踏まえ、採択いただくには、期間が3ヶ月と短いことなどにより、富田林市立小学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、選定委員会に諮問し、小学校教科用図書の内容について調査及び研究を行うことを提案させていただくものです。今回は、1種目の調査になります。選定委員会で調査員を任命し、調査研

究を厳正に行い、報告書を作成します。選定委員会では、これらの報告書を取りまとめ、教育委員会に答申いたします。これらの答申を踏まえ、7月の教育委員会会議において、ご審議いただき、教科用図書採択いただくこととなります。次に、議案第3号についてですが、今、申しあげました教科用図書選定委員会委員の委嘱・任命について、でございます。富田林市立小学校教科用図書選定委員会規則第5条に基づき、委嘱・任命を求めるものです。なお、保護者代表の選出につきましては、「富田林市立小学校教科用図書選定委員会運営要領」より、「富田林市立の小学校に在籍する児童の保護者2名をもって組織すること。」となっており、その選出については、富田林市PTA連絡協議会会長に推薦を依頼する予定でございます。例年、副会長2名を選定委員としてご推薦いただいております。ただ、今年度の富田林市PTA連絡協議会の理事総会は、5月20日(土)に予定されており、本来は、その理事総会の開催を待って、正式に選定委員が決定することになるわけですが、役員輪番が既に決まっていることから、副会長校の喜志小学校と小金台小学校代表にお願いする予定をしています。続きまして、お配りしておりますスケジュール(案)をご覧ください。採択・報告までの主な流れをまとめさせていただいております。教育委員の皆様方に出席をお願いする会議については、網掛けをさせていただいております。まず本日4月26日(水)、次に6月29日(木)の教育委員会会議の後、採択までの細かな流れ等について説明をさせていただきます。更に7月13日(木)には、教育委員事務連絡会を開催していただき、見本本に関する説明を行い、ご意見を頂戴したいと考えております。最終7月27日(木)に採択いただく予定です。なお、見本本につきましては、7月上旬に皆様方の各ご家庭にお配りさせていただきます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長

ありがとうございます。そうしましたら、まず、議案第2号につきまして、何か、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。特に無いようなので、議案第2号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。本市の子どもたちにとって、最良の道徳の教科書が選定されるよう、また、公平・公正な立場で採択されるようお願いいたします。続いて、議案第3号「富田林市立小学校教科用図書選定委員会委員の委嘱・任命」について、何か、ご質問等はございませんでしょうか。

仲野委員

スケジュール(案)についてですが、表題に、平成29年度富田林市立小・中学校教科用図書採択に関するスケジュール(案)と記載されていますが、中学校も審議される図書があるのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

小・中学校は誤りで、正しくは小学校教科用図書採択に関するスケジュールです。

仲野委員

わかりました。ちなみに、中学校の道徳の教科書の採択は来年度で、小学校の各教科の採択は再来年度でしょうか。

古村教育総務部次長代理

そのとおりです。

仲野委員

わかりました。

阪井教育長職務代理者

スケジュールの実施時期について、出席できない日程があるのですが、変更は可能でしょうか。

古村教育総務部次長代理

確認のうえ、調整させていただきたいと思います。

芝本教育長

他に何か、ご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第3号につつま

しては、提案のとおり議決させていただきます。道徳の教科書の選定は初めてになります。先程も申し上げましたが、公平・公正な立場で慎重に進めていただきますようお願いいたします。では、次に、議案第4号「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本市では、学校給食の運営にかかわる機関であります「学校給食会」を小学校と中学校で別々に組織しております。小学校給食会は、市立小学校において、児童の健全な発達に資するため、給食の円滑な実施を図る団体で、理事には小学校校長や教頭並びに給食担当教職員、PTA代表、学識経験者、市教育委員会などで構成されています。今回、富田林市小学校給食会設置要綱第4条の規定により、平成29年度理事を委嘱・任命するにあたり議決をいただくものです。平成29年度「小学校給食会理事会」が去る4月19日に開催されており、すでにその会議の中で、委嘱又は任命をさせていただいております。会議日程の関係上、教育委員会のご承認が前後する形となりまして、大変申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。理事につきましては、議案第4号のとおりでございます。なお、理事交代については、下表の新旧対照表に明記させていただいております。なお、「第4号理事」につきましては、小学校PTAの保護者代表の方をお願いしておりますが、平成29年度のPTA代表が5月の市PTA総会で決定されることから、新年度の役員の方が決まり次第、議案として提出させていただきます。以上、小学校給食会理事の委嘱・任命についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。本件の説明につきまして何か、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。特に無いようなので、議案第4号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。理事会の意見を参考にいただき、安心・安全でおいしい給食の配給をお願いいたします。では、次に、議案第5号「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」について、同じく学校給食課から説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。中学校給食会は、市立中学校において、生徒の健全な発達に資するため、給食の円滑な実施を図る団体で、理事には中学校校長や教頭並びに給食担当教職員、PTA代表、学識経験者、市教育委員会、行政担当者などで構成されています。今回、中学校給食会設置要綱第3条の規定により平成29年度の理事を委嘱・任命するにあたり、議決を頂くものです。理事につきましては、議案第5号のとおりでございます。また、理事交代につきましては、下表の新旧対照表に明記させていただいております。なお「第4号理事」は、中学校PTAの保護者代表の方をお願いいたしておりますが、小学校給食会理事会のPTA代表と同じく、5月に開催されます平成29年度市PTA総会を経て、決定されますことから、決定後に議案として提出させていただきます。以上、中学校給食会理事の委嘱・任命についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

芝本教育長

ありがとうございます。本件の説明につきまして何か、ご意見、ご質問等はござい

ませんでしょうか。それでは、私の方から質問します。議案第4号・第5号に記載されている小学校PTA代表、中学校PTA代表の方は28年度の方を記載しているのでしょうか。

金銅教育総務部理事
芝本教育長

そのとおりです。

そうしましたら、先程の金銅理事の説明にて理解できますので、次回からは、小学校PTA代表、中学校PTA代表の欄は空白で議案書を提出していただいたら結構です。

金銅教育総務部理事
芝本教育長

わかりました。

他に何か、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。特に無いようなので、議案第5号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。中学校給食におきましても、理事会等の意見を参考にいただき、安心・安全でおいしい給食の配給をお願いいたします。では、次に、議案第6号「富田林市きらめき創造館条例施行規則の制定」について、生涯学習課から説明をお願いします。

増井生涯学習課長

それでは、「富田林市きらめき創造館条例施行規則の制定」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、本年の第1回市議会定例会におきまして、富田林市きらめき創造館条例を議決いただきました。その条例を施行するにあたり、必要な事項を本規則で定めるものです。次に、その内容でございますが、第1条におきましてその「趣旨」を、第2条では「休館日等」を、第3条で「登録の申請等」を、第4条では「使用許可申請等」を、第5条では「使用料の減額等」を、第6条では「使用料の還付」を、第7条では「使用者その他の入場者の遵守事項」を、第8条では「管理運営に必要な事項については教育長へ委任する規定」を定めています。なお、附則第1項といたしまして、この規則の「施行期日」について、附則第2項といたしまして、「準備行為」について定めております。以上で説明いたします。以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。本件の説明につきまして何か、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

阪井教育長職務代理者

登録後に規則の第7条（遵守事項）などを遵守しなかった団体について、本市から登録の廃止はできますか。

増井生涯学習課長

富田林市きらめき創造館条例の第7条（許可の取消し等）で、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消す、若しくは使用を制限し、又は退去を命ずることができるとしております。

阪井教育長職務代理者

登録の取り消しにはならないのでしょうか。

増井生涯学習課長

使用を許可しないということになります。

阪井教育長職務代理者

登録は認めるが、使用申請があった時点で、使用許可しないということでしょうか。

増井生涯学習課長

そうなります。登録の取り消しについては、条例・規則とも記載はありません。

阪井教育長職務代理者

使用を許可しない事由のひとつに、規則の第7条（遵守事項）を守らない場合はあるのでしょうか。これって、あまり曖昧にしておくと、なぜ許可をしてくれないのかなど、トラブルの原因になると思いますので、これに違反する行為があって、注意を受けたときは、使用を許可しないという文面は、条例で記載がありましたか。

増井生涯学習課長 条例の第5条（許可の制限）で、使用を許可しない場合を記載しております。

阪井教育長職務代理者 使用を許可しない場合は、教育委員会で決定しないといけないのでしょうか。

増井生涯学習課長 そのとおりです。

仲野委員 条例の第7条（1）により使用の許可を取消し、若しくは使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができるとありますが。

増井生涯学習課長 使用の許可を取り消すことはできますが、登録の取り消しにはあたりません。毎年、登録が必要となりますので、1年を経過すると失効します。

芝本教育長 私から質問させていただきます。第5条（3）について、具体的にどのような事例を想定されていますか。

増井生涯学習課長 障がい者団体の減免を想定しています。

芝本教育長 障がい者の認定があればということでしょうか。

増井生涯学習課長 団体登録を申請された際、障がい者団体であれば減免の対象となりますが、割合については委員会が別に定める割合となっていますので、近隣市の類似施設の事例も参考にしながら決定したいと考えております。

芝本教育長 使用料の減額については、申請のあった時点で、教育委員会会議を開催するのでしょうか。

増井生涯学習課長 教育委員会会議は開催せず、起案処理にて決定したいと考えております。

芝本教育長 使用料の減額については、根拠をしっかりとっていただきますようお願いいたします。他に何か、ご質問などはございませんでしょうか。特に無いようなので、議案第6号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。きらめき創造館につきましては、期待度も高い施設ですので、活性化等を図っていただきますようお願いいたします。では、次に、議案第7号「富田林市きらめき創造館条例の施行期日を定める規則の制定」について、生涯学習課から説明をお願いします。

増井生涯学習課長 それでは、「富田林市きらめき創造館条例の施行期日を定める規則の制定」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、本年の第1回市議会定例会におきまして富田林市きらめき創造館条例の議決をいただきました。その附則第1項で規定する条例の施行日については、規則で定めるとされておりますことから、このたび本規則を提案するものです。次に、その内容でございますが、富田林市きらめき創造館条例の施行日は平成29年9月1日とするものです。なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものがございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長 本件の説明につきまして何か、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。特に無いようなので、議案第7号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。では、次に、議案第8号「富田林市きらめき創造館の呼称を定める告示」について、生涯学習課から説明をお願いします。

増井生涯学習課長 それでは、「富田林市きらめき創造館の呼称を定める告示」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、富田林市きらめき創造館条例第12条第1項の規定に呼称を定めることができるとされており、同条第2項の規定により告示するものがございます。次に、その内容でござ

いますが、富田林市きらめき創造館の呼称は「トピック」とするものです。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

芝本教育長 ありがとうございます。本件の説明につきまして何か、ご意見、質問等はありませんでしょうか。それでは、私から質問いたします。「トピック」の呼称について、補足説明をお願いします。

増井生涯学習課長 「トピック」の日本語訳は「話題」となります。この呼称は、きらめき創造館が青少年に役立つ施設、青少年が利用したいと思えるような施設にしたいという青少年が集まり発足しました青少年委員会のメンバーで考案をいただき、きらめき創造館が話題にあふれた活気ある施設になるようにと名づけられました。

阪井教育長職務代理者 何かの頭文字をかけてということではないのですね。

芝本教育長 私も最初は、本市のマスコットキャラクターのトッピーをかけているのではと思いましたが、そうではないのですね。

増井生涯学習課長 話題にあふれる活気ある施設ということで「トピック」でございます。

山本生涯学習部長 「トピック」の呼称につきましては、トッピーやトピックスなど語呂が良く似ていますが、後付けの部分もあるかと思ひます。

芝本教育長 わかりました。他にご質問等はありませんでしょうか。特に無いようなので、議案第8号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。「トピック」という呼称が、早く市民に根付いて施設が活性化されるようお願ひいたします。それでは、次に、議案第9号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」について、文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理 それでは、「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。当審議会は、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について、調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議するものでございます。当審議会委員につきましては、富田林市伝統的建造物群保存条例第12条3項に基づき委員会が委嘱又は任命することとなっております。今回の委嘱・任命につきましては、4月の人事異動に伴います「市の職員」選出委員の変更でございます。まちづくり政策部長、産業環境部長、上下水道部長を新委員として、任命いたします。氏名は、新旧対照表の通りです。なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、平成29年7月31日までとなっております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

芝本教育長 ありがとうございます。本件の説明につきまして何か、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

阪井教育長職務代理者 委員の委嘱任命について、共通ルールとして、変更があった氏名に網掛けをしていたらと、わかりやすいです。

芝本教育長 ありがとうございます。皆さん、よろしくお願ひいたします。他に、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。特に無いようなので、議案第9号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。今後、伝統的建造物群保存審議会において、様々な審議の方よろしくお願ひいたします。それでは、次に、日程第5. 富田林市議会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は1件の案件がござ

います。それでは、議案第 1 号「富田林市文化財保護条例の制定」について、文化財課から説明をお願いします。

それでは、議案第 1 号「富田林市文化財保護条例の制定」について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本件は、文化財保護法および大阪府文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財、いわゆる国、府指定、以外の文化財で、本市域に存するもののうち、重要なものについて、その保存と活用を図るために必要な措置を講じ、もって市民の文化的資質の向上に資するとともに、郷土文化の発展に貢献することを目的として制定するものでございます。以下、内容について、条文を追ってご説明申し上げます。まず、第 1 章総則として、第 1 条では、条例の目的を、第 2 条では、文化財の定義を定めております。次に、第 3 条では、市の、第 4 条では、市民及び文化財の所有者等のそれぞれの責務を定めております。第 5 条では、「教育委員会は、関係者の財産権の尊重と文化財の保護と他の公益権との調整について留意する」ことを定めております。次に、第 2 章市指定文化財として、第 6 条では、指定及び認定の規定、手続きを、第 7 条では、その指定及び解除の規定、手続きについて定めております。第 8 条では、指定したものの保存措置を定めており、第 9 条では、指定された有形文化財等の所有者等の管理義務及び管理責任者について、第 10 条、第 11 条では、変更等の届出、権利義務の継承について、第 12 条では、修理及び復旧について定めております。第 13 条では、修理、管理及び復旧又は保存に関する補助金の交付について、第 14 条では、その補助金の返還について定めており、第 15 条では、管理又は修理に関する勧告を、第 16 条では、有償譲渡の場合の納付金について、次に、第 17 条では、現状変更等の制限を、第 18 条では、有形の民俗文化財の保護について定めており、第 19 条では、公開に関する規定を、第 20 条では、委員会が必要と認めるときは、報告を求め、調査を行なえる旨、定めております。次に、第 3 章埋蔵文化財として、第 21 条で埋蔵文化財の保護について定めております。第 4 章市選定保存技術として、第 22 条では、選定及び認定を、第 23 条では、その解除を、第 24 条では、その届出を、第 25 条は、その保存措置について規定しており、第 26 条は、補助金の交付及び返還について定めております。次に、第 5 章文化財保護審議会として、第 27 条では、文化財の保存、継承及び活用に関する調査審議を行ない、委員会に意見具申をするため、審議会の設置を規定しております。第 6 章雑則としまして、第 28 条では、標識等の設置について、第 29 条では、条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会で定める旨を定めております。次に、第 7 章罰則としまして、第 30 条で罰金や科料についての規定、最後に、附則といたしまして、この条例は平成 29 年 7 月 1 日から施行することを定めております。さらに、条例施行のため、現在あります「富田林市文化財保護規則」を同日付で廃止する予定であり、規則中にあります「富田林市文化財調査会」も廃止になることから、「富田林市附属機関の設置に関する条例」に位置付けをされている「同調査会」の項目を削除するものでございます。また、参考資料として、条例案の概要と、5 月教育委員会で提案予定をしております施行規則（案）もあわせて、付けさせていただきます。以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

芝本教育長
阪井教育長職務代理者

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

条例の第6条5項について、「第1項の指定又は第3項の認定は、・・・に通知してする」と文章を読んだ時に、「通知してする」という言い方はあまりしないのではと違和感を持ったのですが、それと少し関連するのですが、認定について、まず、認定手続きがあつて、それを通知する、その通知で有形に登録という一連の流れを考えたときに、第6条7項で認定書の交付がありますが、効力発生時期というか、手続き上、どの時点で認定されたことになるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

認定につきましては、条例第6条6項で「告示があつた日から効力を生ずる」としてありますので、基本的には告示日からとなります。

阪井教育長職務代理者
房田生涯学習部次長代理

そうすると、通知自体は認定されたことを連絡するだけになるのでしょうか。

そのとおりです。

芝本教育長
房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

「通知してする」という文面についてはどうですか。

総務課法規係と事前に調整しておりますが、再度、確認いたします。

「通知してする」という文面では、通知までが認定手続きに思えます。第6条6項で行くのであれば、認定は通知してするということではなく、どこかで、文書を一旦切ってしまうほうがよいのではと思います。

芝本教育長
阪井教育長職務代理者

他に、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

第6条8項のなかで、「当該無形の民俗文化財の保護に当たる保護者又は保護団体があるときは、当該保護者等に対し、その保護のため必要な措置を講ずることができる」とありますが、どのようなケースを想定していますか。

房田生涯学習部次長代理

無形の民俗文化財とは、例えば、住吉大社で御田植神事は重要無形民俗文化財に登録されています。土地が無くなり田植えができなくなることがないように、保護するために必要な措置を講ずることができることを謳っています。

阪井教育長職務代理者

「当該保護者等に対し、その保護のために必要な措置」とはどのようなことがあるのか気になったのでお聞きしましたが、無形の文化財を伝承している方は、保護者という位置づけでよろしいでしょうか。

房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

そのとおりです。それを守っているのが団体となります。

無形の文化財を守っていただいている保護者に対して、保護の為に必要な措置を講ずることができるという内容について、語弊になるかもしれませんが、伝承していくためには、他に仕事を抱えていたらできないとなった場合、伝承に専念できる体制も必要な措置となるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

究極としては、そうなることも考えられます。

次に、条例第7条4項で、「指定文化財について、法又は府条例の規定による文化財の指定があつたときは、当該市指定文化財の指定並びに・・・解除されたものとする」とありますが、特段の手続きは無しに、認定した効力は失うということが良いですか。

房田生涯学習部次長代理

そのとおりです。国や府による文化財の指定があつた時点で、市の認定の効力は発しないという趣旨です。

阪井教育長職務代理者
房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

その場合でも、通知するということですね。

そのとおりです。

そうすると、同条2項の認定の解除と読み替えるとはどこを読み替えるのでしょうか。

認定の解除自体は告示とは関係なくなるのでしょうか。国や府による文化財の指定があれば、市の認定は解除されたものとするということであれば、告示は関係ないと思いますので、そうなると、前条5項及び第6項の、第1項の指定及び第3項の認定は前項の規定による告示のあった日から効力を生ずる、という第6条6項の規定を準用する必要はないと思うのですが。

房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

総務課法規係に確認いたします。

質問が多くなりますが、もうひとつ、第10条の(1)「所有者等を変更したとき」について、所有権を失ったときは、所有者を変更したときに含んでいるのでしょうか。変更というのは、主体的な行動を伴うものですが、そういうことが関係なく所有権を失う場合もあると思うのですが、その場合は届出の必要はないということでしょうか。それとも第10条の(4)の「亡失」に含まれるのでしょうか。亡失という言い方もあまり見ない用語と思いますが、所有権を失った時は、その人が所有権を変更しているわけではないので、亡失という用語とあわせて、法規係に確認していただいてよろしいでしょうか。

房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

わかりました。

それと、補助金の交付について、交付した補助金が正しく修繕などに使用されたかの報告について、委員会が必要と認めた場合にしか報告書の提出を求めないものか、それとも、補助金を交付後は、必ず実績報告書の提出が必要という条文は必要ないのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

補助金の交付につきましては、文化財保護規則のときに要綱がありまして、そこには、本市補助金の交付要綱に従うよう記載しています。

阪井教育長職務代理者
房田生涯学習部次長代理
阪井教育長職務代理者

そこには、実績報告書を提出するようになっているのでしょうか。

そのとおりです。

もうひとつ、第16条の下から2行目に「当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後に当該有形文化財等の修理等のため自ら負担した額を控除して得た金額を市長に納付しなければならない」とありますが、あまり意味が解らなくて、具体的にはどこの部分を指すのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

金額ではなく、補助を受けた文化財に対して転出などで出られる方が有償譲渡した場合に、補助金の返還を定めています。第16条2項に算出方法を記載していますが、これは、文化庁の文化財保護条例の規範みたいなところに必ず記載がされており、他市町村も同様に条文化していますので、本市も遵っている状況です。

阪井教育長職務代理者

補助金の額では、耐用年数で出した年数で除して得た額ということになっていますが、本人が負担した額は耐用年数に関係なく控除できるのですよね。これって、適切なのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

この件につきましては、国や府に確認したところ、作成した当時の意味合いは不明ですが、今までこれを適用した事例は無いというのが回答です。

阪井教育長職務代理者

補助金を活用して修繕等を施し、価値が上がり有償譲渡しました。普通に考えたら補助金全額を返金していただいたらと思うのですが、それにプラスして、自らが負担した額を控除してというのは、他の市町村と合わせているのは分かるのですが、不公平感などはないのでしょうか。本市が今回、条例を制定するにあたり、本当に良いのか

と思うのですが。

房田生涯学習部次長代理
芝本教育長

法規とも相談し検討させていただきます。

他に何かご質問などはございませんでしょうか。特に無いようなので、議案第1号につきましては、委員ご質問の内容について担当課は確認していただき、市議会へ提案することということでお願いいたします。文化財保護条例の制定後、文化財を保護していく意味について、市民に周知することも大切であると思いますので、よろしくお願ひいたします。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成29年度4月の定例教育委員会会議を終了いたします。